第七十二条第一項中「若しくは第六十一条の八第一項」を「、第六十一条の八第一項、第六十一条の十第一項第一号（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第六十一条の十二第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「の場合又は同条第四項」を「若しくは第六十一条の十第三項第二号の場合又は第六十一条の七第四項」に改め、「同条第一項」の下に「、第六十一条の十第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号若しくは第六十一条の十二第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項」を加える。

第七十四条第一項中「第六十一条の六第二項」を「第六十一条の六第五項」に改め、同条第二項中「第六十一条第一項第二号」の下に「若しくは第六十一条の十二第二項」を加え、「第六十一条の六第二項」を「第六十一条の六第五項」に改める。

第七十六条第四項中「育児休業給付」を「育児休業等給付」に改める。

附則に次の一条を加える。

（出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用等の財源の特例）

第十六条　令和七年度における第六十八条の二の規定の適用については、同条中「第七十一条の三第一項の規定により政府が徴収する子ども・子育て支援納付金」とあるのは「第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

２　令和八年度から令和十年度までの間における第六十八条の二の規定の適用については、同条中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは「子ども・子育て支援納付金及び同法第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第十四条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第二項中「とする」を「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の額の見込額の百二十分の一に相当する額の合計額とする」に改める。

第百四条第一項中「出産育児支援金並びに」を「出産育児支援金」に、「の納付」を「並びに子ども・子育て支援納付金の納付」に改め、同条第三項中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第百十六条第二項第一号から第四号までの規定中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十五条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「流行初期医療確保拠出金等」の下に「、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金」を加える。

第三十三条第一項第二号中「納付金並びに」を「納付金、」に改め、「流行初期医療確保拠出金等」の下に「並びに子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十六条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第五項第一号中へをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　子ども・子育て支援法第七十一条の二十六第一項の規定により発行する公債（以下「子ども・子育て支援特例公債」という。）の発行収入金

第百十一条第五項第二号ハ中「第六十八条第三項」を「第六十八条の二」に改め、同号中チをヌとし、ニからトまでをヘからリまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　子ども・子育て支援特例公債及び子ども・子育て支援特例公債に係る借換国債（第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下この節において同じ。）の償還金及び利子

ホ　子ども・子育て支援特例公債及び子ども・子育て支援特例公債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費

第百十三条第三項中「第十八条第一項から第三項まで」を「第十八条第二項及び第三項」に改め、「支給に要する費用で」の下に「同法第十九条第二項及び第三項の規定により」を加え、「第六十八条第三項」を「第六十八条の二」に、「第百十一条第五項第二号ヘ」を「第百十一条第五項第二号チ」に改める。

第百十八条の次に次の二条を加える。

（子ども・子育て支援特例公債の発行）

第百十八条の二　子ども・子育て支援法附則第二十八条の規定により読み替えて適用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により年金特別会計の負担において行われる子ども・子育て支援特例公債の発行は、子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとする。

（子ども・子育て支援勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ）

第百十八条の三　子ども・子育て支援特例公債及び子ども・子育て支援特例公債に係る借換国債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、子ども・子育て支援勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

２　前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、子ども・子育て支援勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

第百二十条第二項第三号中「金額（」の下に「児童手当交付金の額、」を加え、「、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項までの規定による国庫負担金の額」を削り、「第百十一条第五項第二号ヘ」を「第百十一条第五項第二号チ」に改める。

附則第三十一条の二中「同項第二号ヘ」を「同項第二号チ」に改める。

附則第三十一条の三及び第三十一条の四中「同号ヘ」を「同号チ」に改める。

第十七条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第九節　食料安定供給特別会計（第百二十四条―第百三十七条）」を「第九節　子ども・子育て支援特別会計（第百二十三条の二―第百二十三条の十八）　第十節　食料安定供給特別会計（第百二十四条―第百三十七条）　第十一節　削除」に改める。

第二条第一項第九号から第十四号までを次のように改める。

九　子ども・子育て支援特別会計

十　食料安定供給特別会計

十一から十四まで　削除

第九十六条中「雇用保険事業（」の下に「育児休業等給付（同法第六十一条の六第一項に規定する育児休業等給付をいう。第百二十三条の二及び第百二十三条の五第二項第二号トにおいて同じ。）に係る事業を除く。」を加える。

第九十九条第二項第一号中ホを削り、ヘをホとし、トをヘとし、チを削り、リをトとし、ヌからヲまでをチからヌまでとし、同項第二号イ中「、育児休業給付費」を削り、同号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、同号チ中「次項第二号ニ」を「次項第二号ホ」に改め、同号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同条第三項第一号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定からの繰入金

第九十九条第三項第二号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定への繰入金

第百一条第二項中「及び育児休業給付」を削る。